

# 農業や農地に関するお知らせ

農業や農地に関連した情報をお知らせします。  
詳しくは、各記事の問い合わせ先または市ホームページで確認してください。

## (公財)まちづくり財団の職員を募集します



**勤務先** 市民会館、スカイランドパーク遊園地、公園施設、体育施設  
**職種** 一般職員  
**業務内容** 公共施設の管理運営、自主事業の企画運営または総務関係業務

**採用日** 令和7年4月1日(火)

**採用人数** 若干人

**受験資格** 次の要件を全て満たす人

- ①日本国籍を有する人
- ②昭和60年4月2日以降に生まれた人
- ③大学卒業者・短期大学卒業者・高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者 ※各学校の令和7年3月卒業見込みの人を含む
- ④土・日曜日、祝日の勤務が可能な人

※その他にも条件があります

**試験内容** ▷第1次試験＝SPI3および作文試験 ▷第2次試験＝面接試験

**試験日時** ▷第1次試験＝9月29日(日)午前9時 ▷第2次試験＝10月中旬を予定

**試験会場** 各試験とも市民会館

**申込方法** 申込書(市民会館で配布するほか、市まちづくり財団ホームページからもダウンロードできます)に顔写真(縦4cm×横3cm)を添えて郵送(簡易書留)または市民会館(〒377-0008・渋川(上郷)2795)に提出

※窓口受付は、午前9時～午後5時(休館日を除く)

**申込期限** 9月10日(火)(消印有効)

**その他** 詳細や、募集要項については、右の2次元コードから市まちづくり財団のホームページを確認してください

**問合せ先** 市まちづくり財団(市民会館内・☎242261)



**ID 8935**  
**ID 8936**  
**農業委員・農地利用最適化推進委員を募集**  
令和7年3月31日(月)をもって、農業委員会の委員(農業委員)と農地利用最適化推進委員の任期が満了になるため、農業委員などの候補者を募集します。  
**募集方法** 応募または推薦  
**資格要件** ▽農業委員Ⅱ農業への識見があり、農地利用の最適化など農業委員会が所掌

する事項に対し、その職務を適切に行うことができる人  
▽農地利用最適化推進委員Ⅱ 農業委員会が定める担当地区で、農地利用の最適化などの推進に熱意があり識見がある人  
※破産手続開始の決定を受け復権を得ない人、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終了しない人などは応募できません  
**任期** 令和7年4月1日(火)～

令和10年3月31日(金)の3年間 ※再任も可能です  
**定数** ▽農業委員Ⅱ19人(うち1人は農業委員会業務に利害関係のない人)  
▽農地利用最適化推進委員Ⅱ42人  
**報酬** 市条例に規定する額  
**応募・推薦方法** 所定の応募・推薦用紙に必要事項を記入し、農政課または農業委員会事務局に提出してください  
※応募・推薦用紙は農政課、

農業委員会事務局および各行政センターにあります  
**受付期間** 8月19日(月)～9月20日(金)の午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)  
**選考方法など** ▽農業委員Ⅱ 選考委員会が候補者を選考後、市議会の同意を得て市長が任命します  
▽農地利用最適化推進委員Ⅱ 選考委員会が候補者を選考後、農業委員会が委嘱します  
**その他** 農業委員と農地利用



最適化推進委員の身分は非常勤の公務員のため、業務には守秘義務が伴います  
**問合せ先** ■農政課(☎242593)または■農業委員会事務局(☎2920)へ

**ID 11531**  
**就農支援講座の受講者を募集します**

北群馬渋川農業担い手支援協議会は、新規就農者などの農業者を対象に、農業を行う上で知って欲しい基本的なことから学ぶ講座を開催します。  
**とき** 10月1日(火)・8日(火)・23日(水)・29日(火)、11月5日(火)・12日(火)・19日(火)  
※全7回

**ところ** JA赤城たちばな宮生活センター、JA北群馬川宮農経済部会議室など  
※各回で会場が異なります  
**対象** これから就農したいと考えている人、就農してから概ね3年以内の生産者  
※家庭菜園の目的での申し込みは遠慮してください  
**定員** 20人程度(先着順)



**申込方法** 最寄りの農協へ電話または下の2次元コードから申し込みください  
**申込期間** 8月19日(月)～9月10日(火)  
**問合せ先** JA赤城たちばな(☎2116)、JA北群馬(☎25577)または■農政課(☎25593)



**ID 10348**  
**農用地区域変更申出を受け付けます**

農用地区域内の農地を宅地など、他の目的に利用する場合は、農用地区域からの除外手続きが必要です。  
本市の農地は、大部分が農業振興地域に指定されています。農業振興地域は、優良農地を確保し、農業の健全な発展を図るため、農用地の転用が大幅に制限されています。  
しかし、社会情勢の変化などにより、緊急かつ、やむを得ないものに限り、農用地区域からの除外(農用地区域変更申出)を受け付けます。ただし、除外が認められないこともあります。

**受付期間** 9月2日(月)～20日(金)

(金)午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)  
その他 申出には、本人または内容の分かる人が来てください  
**申込み・問合せ先** ■農政課(☎25593)へ

**ID 11527**  
**収入保険加入者に支援金を助成します**

農産物などの市場価格下落など、考えられるさまざまなリスクによる収入減少に備える「収入保険」への加入を促進し、農業経営の安定化を図るため、収入保険に新規加入した農業者に対し、3年間助成金を交付します。  
ぜひ、収入保険への加入を検討してください。

**対象** 市内農業者(個人・法人)で、次の①～③のいずれかに該当する人  
①令和6年1月2日～令和9年1月1日(金)の期間に収入保険に新規加入  
②①に該当し、令和7年1月2日(木)～令和10年1月1日(土)の期間を2年目の責任開始日とする収入保険に継続加入  
③②に該当し、令和8年1月2日(金)～令和11年1月1日(金)



(月)の期間を3年目の責任開始日とする収入保険に継続加入  
**助成額** 収入保険の掛け捨て保険料が対象  
▽①に該当する人Ⅱ上限5万円  
▽②に該当する人Ⅱ上限3万円  
▽③に該当する人Ⅱ上限1万5千円  
※掛捨て保険料が上限額に満たない場合は、実際の掛け捨て保険料が上限です  
**申請方法** 県農業共済組合で一括して交付申請を行うため、収入保険の加入を申し込む際に、委任状兼誓約書を共済の担当者へ提出  
※委任状兼誓約書の様式に関しては、県農業共済組合北支所または農政課にお問い合わせください

**問合せ先** ■農政課(☎2593)